

# 法人ニュース 会津

## 2021新年号 vol.331



<http://www.aizu-ho.or.jp>

Mail:info@aizu-ho.or.jp

公益社団法人 会津若松法人会

〒965-0059 会津若松市インター西112

TEL 0242(22)5821

FAX 0242(25)3303

発行人 星 幹夫

編集 広報委員会



公益社団法人 会津若松法人会  
会長 星 幹夫

皆様には当会の事業活動に対し、平素より格別のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症により、多くの社会経済活動が停滞し、その影響は計り知れないほど深刻なものとなりました。当会においても院内御廟や土津神社清掃などの社会貢献事業をはじめ、各種事業が中止・延期に追い込まれました。

このような中、国税庁で中止を決定した年末調整説明会を会津若松税務署のご支援の下に開催し、併せて初のオンライン配信を行うとともに、国のコロナ支援事業の周知にも努めるなど新たな事業展開を模索して参りました。事業の実施にあたり大前提としなければならないのは、会員の安全安心であります。今年もコロナ禍への対応は着実に行っていかねばなりません。このための対応の一環として、恒例の「新春の集い」を中止とし、同時開催

明けましておめでとうございます。会員の皆様に、新年のご祝詞を申し上げます。

の新春記念講演会をオンラインセミナーとして開催することと致しました。新年を迎えるも会員の皆様が安心して一堂に会せず、懇談する機会を取り止めなければならないことは遺憾にたえません。かつての安全安心な生活を取り戻すためには会員一人一人の自覚ある行動が大きな鍵であることを改めて認識すべきものと考えており、またこうした対応が新型コロナによる社会経済の閉塞状況を打破し、新たな法人会活動を、より良い方向へと進展させていくものと考えます。会員の皆様には改めて当会運営に温かいご理解とご支援をお願いいたします。

今年は「丑年」であります。『漢書』では、芽が種子の内部で伸びきらない状態であり、厳しい寒冷の土の中で草木の根が紐のように結び合い、春を待ちつつ耐え忍んでいる様子を表すとされます。このことから丑年は、子年に蒔いた種が芽を出して成長する時期とされ、「先を急がず目前のことを見事に進めることが将来の成功につながっていく」年と言われます。

当法人会は、今年も税のオピニオンリーダーとして会員企業が相互に力を合わせ私たちの地域をより発展振興でき

るよう、社会貢献団体としての果たすべき役割を全うして参ります。2021年が、コロナを克服し将来に向かって着実な一步を踏み出し得る、希望に満ちた年になることを皆様とともに願いたいと思います。

結びに、会員企業のご隆盛と、皆様のご健勝ご活躍を心からお祈り申し上げ、年頭の挨拶といたします。



白鳥と飯豊山（湯川村より撮影）

新年のごあいさつ



会津若松税務署長  
石田 浩二

星会長をはじめ、会津若松法人会の役員の方々並びに会員の皆様には、平素より税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なるご協力を賜っておりますことに、この場をお借りして、厚く御礼申上げます。

本年も、皆様との連携・協調を深めながら、税務行政の諸課題に取り組んでまいりますので、引き続き、よろしくお願ひいたします。

会津での生活も早いもので半年が過ぎ、名所旧跡巡りだけでなく、季節の移ろいも楽しんでおります。

さて、間もなく令和2年分の確定申告の時期を迎えます。本年は新型コロナウィルス感染症の影響が全国的に生じる中での申告となります。申告に当たっては、国税庁ホームページに掲載する「確定申告書等作成コーナー」のご利用を推進しております。申告書作成会場での相談を検討している方には、感染防止の観点からもご自宅等からのe-Taxによる申告をお願いいたします。申告書の作成手順は、YouTubeの「国税庁動画チャンネル」に掲載され、e-Taxは確定申告期間中24時間いつで

も利用できますので非常に便利です。  
e-Taxで申告を行うには、「マイナンバーカード等を使用する方法と、「ID・パスワード」を使用する方法があります。IDとパスワードの発行を希望される場合には、申告されるご本人が運転免許書等、本人であることの確認できる書類をご持参の上、お早めに税務署へお越し願います。

e-Taxは、パソコンからの手続きのほか、令和元年からスマートフォン等を利用した申告ができるようになっています。スマートフォンでは、専用画面での入力が可能となっており利便性が向上しています。具体的には、2カ所以上の給与所得がある方、年金収入がある方のほか、全ての所得控除にも対応が可能になっています。

なお、税務署では、本年も申告書作成会場を開設いたします。本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、来場者数の平準化を図るほか、会場内における「三密」防止策を徹底します。具体的には例年2月16日から開設する申告相談会場を2月1日から前倒しして開設し、年金受給者を中心とした申告相談を行っていきます。入場者数を例年の7割程度とするなどソーシャルディスタンスを確保した相談体制を計画しています。この他にも相談会場入口での検温や手指の消毒など感染防止策を徹底することとしていますが、会員の皆様や従業員の皆様には、是非とも安全・便利なご自宅等からのe-Taxによる申告をお願いいたします。

#### ＜確定申告書作成会場のお知らせ＞

令和2年分所得税等の申告書作成会場は、アピオスペース1階（会津若松市インター西90番地）に開設します。ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。

- 開設期間 令和3年2月1日（月）～令和3年3月15日（月）  
※ 土曜日・日曜日・祝日を除きます。
  - 開設時間 午前9時15分から午後4時

※ 申告書作成会場混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。  
なお、入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。

※ 新型コロナウイルス感染症対策の一環として令和2年分の確定申告では、公的年金を受給されている方を主な対象として、2月16日よりも前から申告相談をお受けしています。

※ アピオスペース1階での申告書作成会場開設期間中、税務署には申告書作成会場を設置しているので、アピオスペース1階にお越しください。

※ 申告書作成に関する一般的なご相談は、「電話相談センター」でお答えしています。  
TEL0242-27-4311（土・日・祝日及び年末年始を除く）8時30分～17時  
音声案内に従って「0番」を選択してください。

## やさしい税金教室Q&A【相続税】

Q：相続税がかかる財産と、かからない財産を教えてください。

	区分	具体的内容
相 続 税 が か か る 財 産	本来の相続財産となるもの	被相続人の死亡の日に所有していた現金・銀行預貯金・株式・公社債・貸付信託・土地・建物・事業用資産・家庭用財産・ゴルフ会員権などの財産
	相続財産とみなされるもの	被相続人の死亡に伴い支払われる退職金や生命保険金
	相続財産に加算されるもの	①相続人が相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産 ②相続時精算課税制度を適用した場合の贈与財産 ※但し、贈与税の配偶者控除・住宅取得資金の非課税の特例を受けた財産については、加算されません
財 か ら な い	非課税財産	①墓所・靈びょう、仏壇・神棚など ②生命保険金のうち500万円×法定相続人の数 ③死亡退職金のうち500万円×法定相続人の数
控 除 す る も の	債務・葬式費用	①未払いの税金や借入金などの債務 ②通夜や葬式にかかった費用 ※但し、香典返しや法要の費用・墓地購入代金などは含まれません

～日本税理士会連合会ホームページ「やさしい税金教室（令和2年度版）」より抜粋～

《問合せ先》東北税理士会 会津若松支部長 上杉 雅明 (TEL0242-27-7449)

～困ったときは、お近くの税理士に相談しましょう～

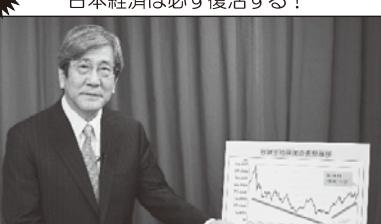
## 法人会のインターネットセミナー

<http://www.aizu-ho.or.jp/>

会津若松法人会

検索

**お勧め** 2021年、コロナ危機を乗り越え  
日本経済は必ず復活する！



経済評論家 大阪経済大学客員教授 岡田 晃

**お勧め** 困難でも折れない心を持つための  
7つの思考



株式会社ENJOYNS代表取締役 学生起業支援ベンチャー講師 川崎 雄司

**お勧め** テレワーク時代のスタンダード  
「Zoomミーティング」活用セミナー

Zoomの特徴

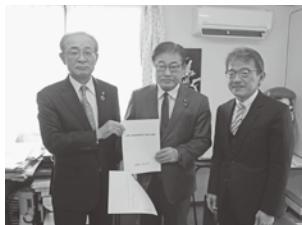
Zoom Video Communicationsは、アメリカ合衆国がカリフォルニア州サンノゼに本社をおく企業で、クラウド型ビデオ会議システム「Zoom」を手がける

- » 1クリックでつながる
- » 接続が安定している
- » 録画が出来る
- » 100人まで同時接続
- » タブレットやスマート

株式会社フレーン パソコンセミナー専任講師 岩見 誠

視聴方法・パスワード等は事務局にお問い合わせください

# 令和3年度 税制改正提言を実施

会津若松市議会議長  
清川 雅史 氏会津若松市長  
室井 照平 氏衆議院議員  
菅家 一郎 氏

会津若松法人会では、税のオピニオンリーダーたる経営者の団体として公平で健全な税制の実現を目指して、税の提言活動を行っています。

今年度も『令和3年度税制改正に関する提言』の実現を強く求め、12月11日に星幹夫会長と鈴木勝人税制委員長が提言活動を行いました。

## 令和3年度 税制改正に関する提言 (骨子)

- I. 税・財政改革のあり方**
1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化
- 新型コロナウイルスは収束の見通しが立たないことから、その影響は長期化が予想される。このため、新型コロナ感染対策と経済活性化の両立を図っていかなければならない。とりわけ、コロナ禍の影響によって発生した生活困窮者や経営基盤が脆弱な中小企業には、引き続き実態等を見極めながら効果的な支援措置を迅速に講じていくことが重要である。
2. 社会保障制度に対する基本的考え方
- 社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。
  - 社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要な観点である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
3. 行政改革の徹底
- 新型コロナウイルス対策についても、与野党を含めて政治の対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。
4. マイナンバー制度について
- マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混亂などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。
- II. 中小企業が事業継続するための税制措置**
1. 法人税関係
- 中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。
- (1) 法人税率の軽減措置
- (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
- (3) 中小企業の設備投資支援措置
- (4) 役員給与の損金算入の拡充
- (5) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等
2. 消費税関係
- 消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税率の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。
  - このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見

# 令和3年度 税制改正に関するスローガン

○コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、  
中小企業に実効性ある支援と税制措置を！

○厳しい財政状況を踏まえ、  
コロナ収束後には本格的な税財政改革を！

## III. 地方のあり方

- ・今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
  - (2) 事業所税の廃止
  - (3) 超過課税
  - (4) 法定外目的税
- ### 5. 消費税関係

- ・また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者が立場に立った適切な支援と実効性

根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

4. 相続税・贈与税関係

- ・相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、次のとおり見直すべきである。

直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

### 3. 事業承継税制関係

・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業

が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

5. 消費税関係

- ・今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫

りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘してきた。これを機に分権化の議論がさらに高まる 것을期待したい。

### IV. 震災復興

・東日本大震災からの復興に向けて

復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も最終年度である5年目に入つたが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行することともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企

1. 納税環境の整備
  2. 租税教育の充実
- ### V. その他

のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

## 行動する法人会

### 一令和3年度税制改正に関する提言－

全法連では、令和3年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

國税廳

11月26日

財務省

10月14日

財務副大臣 中西 健治  
氏



左から 田中税制副委員長、中西副大臣、飯野税制委員長、松崎専務理事

次長 重藤 哲郎 次長 鎌水 洋氏  
課税部長 可部 哲生 次長 重藤 哲郎 次長 鎌水 洋氏



右手前から重藤課税部長、可部国税庁長官、鎌水次長  
左手前から飯野税制委員長、小林会長、  
松崎専務理事

上記のほか、自民党・公明党・立憲民主党・国民民主党・総務省・中小企業庁へ訪れました

## 年末調整事務に対応

### 【事務講座】

経理研究部会では、11月4日ホテルニューパレスにおいて「年末調整事務を極める」と題し、講座を開催しました。



## 令和二年度納税表彰

◆会津若松税務署長表彰

鈴木 勝人氏

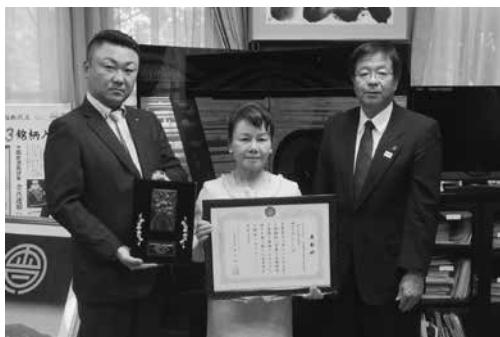
(副会長／鈴木勝人税理士事務所)



石田浩二税務署長㊂と鈴木氏

## 障がい者雇用優良事業所を表彰

「会津若松市障がい者雇用優良事業所顕彰事業」は、障がい者を積極的に雇用し、雇用環境を整えるなど、他の事業所の模範となる事業所を「会津若松市長賞」として表彰し、そのすばらしい取組みを、市民や企業に広く啓発することにより、障がい者雇用意識の高揚を図ることを目的に実施しております。



受賞事業所：株式会社 cluster 様

- (1)事業内容 介護サービス業 居宅支援・訪問介護
- (2)雇用障がい者数 2名
- (3)障がい者雇用率 2.9%

### 【説明会】

11月12日・16日は会津若松のアピオスペース、20日には猪苗代町の体験交流館・学びいなにおいて開催しました。

この説明会は、毎年税務署が開催する年末調整説明会が新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止となつたため、会員事業所の業務に支障を来たさないよう実施したものです。コロナ対策としてソーシャルディスタンスを十分確保しつつ、若松会場ではZOOMによるライブ配信も実施しました。



アピオスペース



体験交流館・学びいな

謹

賀



新

年

今年も法人会の

福利厚生制度の普及を通じ

会員企業とそのご家族の皆様に安心をお届けしてまいります

本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます

令和三年

〈引受保険会社〉アフラック 郡山支社

〒963-8005 郡山市清水台2-13-23 郡山第一ビル5F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

## \*新入会員紹介\*

ご入会ありがとうございます。  
令和2年1月～12月の新入会員の皆様をご紹介いたします。

(株)二ヘイ	(会津若松市/農業)
エヌピーエムズ(株)	(会津若松市/飲食業)
光陽(株)	(会津若松市/不動産業)
宝鈴(有)	(会津若松市/ サービス業)
(有)吉津総合保険事務所	(南会津郡只見町/ 保険代理業)
(株)M・P・S コーポレーション	(会津若松市/不動産業)
(株)茶柱クラス	(大沼郡三島町/ デザイン業)
(株)磐梯養蜂場	(耶麻郡磐梯町/養蜂業)
(株)サンライズ	(会津若松市/ ビルメンテナンス業)
(株)高橋庄作酒造店	(会津若松市/ 清酒製造業)
(株)ミフシファーム	(会津若松市/農業)
遠藤寿雄税理士事務所	(会津若松市/税理士業)
小山 豊	(会津若松市/個人)
(株)つちや農園	(耶麻郡猪苗代町/農業)
加藤悟公認会計士 税理士事務所	(耶麻郡磐梯町/ 公認会計士業・税理士業)
(有)原田表装店	(会津若松市/ 表具・内装工事)
滝澤木材(有)	(会津若松市/製材業)

倉本建築(株)	(会津若松市/ 一般建築業)
(株)MY・PURPOSE	(会津若松市/ 新聞販売店)
(株)星埜屋 そば処 和田	(会津若松市/飲食業)
S A M P S O N(株)	(大沼郡三島町/飲食業)
川島工務店	(大沼郡会津美里町/ 建築工事業)
(株)スズトメ	(会津若松市/ 農機具修理・販売)
(有)リ・ホーム 根本建築設計	(大沼郡会津美里町/ 建築業)
(株)会津リハビリテー ション研究所	(大沼郡会津美里町/ 介護サービス事業)
(有)山一米穀店	(河沼郡会津坂下町/ 米穀肥料業)
(有)小谷産業	(耶麻郡猪苗代町/ 製造業)
ラーメン処 天神	(会津若松市/飲食業)
つかさ工業(株)	(河沼郡柳津町/ 土木舗装業)
(株)大閑家具店	(会津若松市/家具販売)
あいづ関農産(株)	(会津若松市/農業)
エキスパート(株)会津支社	(会津若松市/ 保険代理業)
(有)ファインテック	(耶麻郡磐梯町/製造業)

～ご入会 誠にありがとうございました～（入会順）

### お仲間をご紹介ください

法人会では会員企業の支援と社会の健全な発展に貢献するため様々な活動を行っております。その中の一つである政府や関係機関等への「税制改正提言活動」では、多くの要望が実現しております。

1社でも多くの企業の声を届けていくためにも未だ法人会にご入会されていない会社がありましたら、ぜひご紹介下さい。

法人会活動の内容や入会手続き等の説明は事務局で対応させていただきます。

〈事務局〉 TEL 0242-22-5821 / FAX 0242-25-3303



法人会会員のみなさまに

keep moving  
forward

数多の人を繋いだ道。  
これからも前進を。

法人会の経営者大型総合保障制度  
広げよう  
企業保障の大好きな会を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は  
1971年に創設されました。  
想いをつないで50年。これまで、これからも企業の  
繁栄をサポートしつづける経営者大型総合保障制度です。

**DAIIDO** 大同生命保険株式会社 **AIG** AIG損害保険株式会社

郡山支社 会津営業所/  
福島県会津若松市大町2-14-26(長谷川ビル3F)  
TEL 0242-32-2442

郡山支店/  
福島県郡山市虎丸町24-8(富士火灾郡山ビル3F)  
TEL 024-933-6211

これまでのビジネスモデルでは  
対応ができません！

# プランBで

# コロナ危機を

乗り切る

未来事業株式会社 代表取締役  
経営学博士 吉岡 憲章

今年は、辛丑（かのとう）年。  
「どうやら痛みを伴う衰  
退と、新たな息吹が互いに  
増強し合う年になりそうだ」  
と、歴史学者の村上瑞祥氏  
は解説しています。

昨年2月頃から流行が始まった新型コロナウイルスが第三波の真っ只中。今年は、この危機を克服させるための挑戦が世界中で繰り広げられる、そして、人間がコロナを全滅させる

今から100年前に世界的大流行したスペイン風邪は、3年間で三波にわたり襲撃し、我が国だけで38万人以上の犠牲者を出したしました。

病原体は、A型インフルエンザウイルス（H1N1亜型と呼ばれ現在でも残存しているようです）。新型コロナウイルスも、これに近い規模なのでしょう。

ただでさえ停滞していた我が国の経済がコロナ・シヨツクにより、4～6月の

ために1年延期された東京2020オリンピックが予定されています。世界中が一致協力して、コロナに打ち勝ち、オリンピックが無事に開けるようになることを願っています。

年になるのだ、いや、しなければならないのだと思ひます。

▲28.8%（年率換算）も  
GDPが前四半期に比して、  
低下しました。

過去のリーマンショックやオイルショックの時とは比較にならないほど、強烈な経済ショックです。

その後、内閣府が昨年11月16日に発表した2020年7～9月期のGDPは前四半期に対し、年率換算で21・4%増えました。

これまで、昨年末までには回復するだろうと期待していた社長も多いと思います。

しかし、世界規模のコロナ不況、景気回復政策の不透明さ、などを併せて考えますと、結局、年末回復は実現せず、せめて今春には、「全くわからない」というのが実情だと思います。

これまでのやり方  
を続けると

新型コロナウイルス禍で、4～6月期に戦後最大の落ち込みとなつた反動で、高い伸びを記録したに過ぎません。

プラス成長は4四半期ぶりですが、コロナ前の水準には遠いと言えます。

これほどの経済環境悪化が、この先どのように回復していくかということが、

これほどの経済環境悪化が、この先どのように回復していくかということが、経営者にとっては、最大の関心事でしょう。

日本経済研究センターは、

発表しています。あと4年  
先にもなります。

今までの事業のやり方をもう少し改善すれば、乗り切れると思うことでしょう。しかし、いくら頑張つても、会社を取巻く経済環境は一向に良くならない。



令和3年（2021年）4月1日から、中小企業においても同一労働同一賃金が適用されます。同一労働同一賃金の根拠となる法律は、旧パート法が改正され、短時間労働者と有期雇用労働者に適用される「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」となっています。

同一労働同一賃金は、このまま文字通り解釈すると、「同じ仕事をしている労働者に対して同じ賃金を支払う」ということですが、わが国の場合、同じ正社員であっても一般職と総合職というように、雇用形態別に賃金水準を変えているケースがあります。

さらに、給与は「職能給」と呼ばれる、仕事も含めた

いよいよ法律が施行される

「ヒト」の属性に対して支払われるという特徴があります。

結局のところ、欧米でみられる純粋な意味での職務給を法律で義務付けたのではなく、正社員と非正規社員との差を強制的になくそ

う、というのが法律の目標ですところとなっています。

バブル崩壊後の1993年頃から、パート・派遣といった名称で、それまでの正社員とは異なる、①働く時間が短い、②雇用期間に定めがある、という特徴を持つ非正規社員が急増しました。

そして、これらの者には賞与、退職金が支払われず、給与も時給（しかも最低賃金ギリギリ）という待遇が多いのです。

元々、パートは、家庭の主婦が家計補助的、または自身のお小遣い稼ぎ程度で済んでいたのですが、近年がつても結構、ただし、正社員と非正規社員に差



特定社会保険労務士  
小島 信一

では本来家計を支えるべき人までもが、非正規で甘んじなければならず、稼げないから結婚しない、結婚しないから少子化になる、という悪ループが問題になっています。

今回の法改正は、非正規社員の労働条件を引き上げよう、という趣旨が強いので「日本版」同一労働同一賃金と呼ばれています。

### 企業は何をすべきか

今回の法改正の趣旨は、非正規の待遇を上げることですから、企業の対応としては正社員と同様の賃金（賞与・退職金を含む）を、パート社員などに支払えば問題ありません。

とはいって、それができず困惑する企業も多いと思います。元々、人件費原資が十分にとれず、非正規社員を活用しているからです。

ただ、法律をよくよく読んでいくと、まったく賃金を同じにせよ、という訳でもないのです。

責任の程度（以下「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設け

その差は合理的な範囲内としてください、また、その差について非正規が納得できない「不合理」という部分です。つまり、反対に解釈するといふと、「合理性のある相違は設けてよい」となります。

ここから、企業のすべきことが見えてきますが、①当社の基本給、賞与、その他の待遇はどういう基準になっているのか、なぜこの水準になっているのか、どうすれば昇給するのか、その目的は何か、など自社の賃金（その他待遇全部）について考察し、②非正規についても同様の基準に合わせる、という改革をします。

なお、その際の考慮要素も法律に記載されています。（1）職務内容（業務の内容と責任の程度）（2）職務内容+配置変更（3）その他の事情（定年後再雇用など）この3つです。

したがって、非正規をこの3つの考慮要素に沿って分類することことで、全体像が見えてきます。

例えば、コンビニの販売員を想定します。仕事内容

ここで注目すべきは、最後の記載にある「不合理と認められる相違を設けてはならない」という部分です。つまり、反対に解釈するといふと、「合理性のある相違は設けてよい」となります。

ここから、企業のすべきことが見えてきますが、①当社の基本給、賞与、その他の待遇はどういう基準になっているのか、なぜこの水準になっているのか、どうすれば昇給するのか、その目的は何か、など自社の賃金（その他待遇全部）について考察し、②非正規についても同様の基準に合わせる、という改革をします。

なお、その際の考慮要素も法律に記載されています。（1）職務内容（業務の内容と責任の程度）（2）職務内容+配置変更（3）その他の事情（定年後再雇用など）この3つです。

したがって、非正規をこの3つの考慮要素に沿って分類することで、全体像が見えてきます。

例えば、コンビニの販売員を想定します。仕事内容

は、商品棚に商品を並べてレジ打ちをする、というのが非正規の業務内容とします。

このように、仕事内容を分解していくと、だんだん見えてきます。

中小企業の場合、配置の変更（転勤）はあまりないの

で、業務内容と責任の程度

を中心に整理していきます。

なお、業務内容を見る場

合、「中核的業務」に着目

します。中核的業務とは、

その者に与えられた主な仕

事で時間的、会社全体から

も重要な仕事をいいます。

先のコンビニ販売員でい

えば、接客、商品陳列、レ

ジ打ちなどが該当します。

ただ、会社によつてはレ

ジ打ちしかしない、という

ケースもありますので、会

社ごとに現状をみていきま

これでは説明にならないので、例えば、「賞与は、短期の業績反映に報いるため支給している。社員は販売ノルマがあるが、パートにはないため、支給しない」などと整理していきます。

こここの手順3に「待遇に違いがある場合、違いを設けている理由を確認します。」  
よう」とあります。

同一労働同一賃金への対応するための具体的な、オーソドックスな方法としては、厚生労働省から「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」という冊子が出ていて、その手順に沿って行います。

取組手順書を  
活用する

手順番号	手 順	解 説
<b>手順1</b>	労働者の雇用形態を確認しましょう	法の対象となる労働者の有無をチェックします。社内でも、短時間労働者や有期雇用労働者は雇用していますか？
<b>手順2</b>	待遇の状況を確認しましょう	短時間労働者・有期雇用労働者の区分ごとに、賃金（賞与・手当を含む）や福利厚生などの待遇について、正社員と取扱いの違いがあるかどうか確認しましょう。 書き出して、整理してみると、分かりやすいでしょう。
<b>手順3</b>	待遇に違いがある場合、違いを設けている理由を確認しましょう	短時間労働者・有期雇用労働者と正社員では、働き方や役割などが異なるのであれば、それに応じて賃金（賞与・手当を含む）や福利厚生などの待遇が異なることはあります。 そこで、待遇の違いは、働き方や役割などの違いに見合った、「不合理ではない」ものと言えるか確認します。 なぜ、待遇の違いを設けているのか、それぞれの待遇ごとに改めて考え方を整理してみましょう。
<b>手順4</b>	手順2と3で、待遇に違いがあった場合、その違いが「不合理ではない」とことを説明できるように整理しておきましょう	事業主は、労働者の待遇の内容・待遇の決定に際して考慮した事項、正社員との待遇差の内容やその理由について、労働者から説明を求める場合には説明することが義務付けられています。 短時間労働者・有期雇用労働者の社員タイプごとに、正社員との待遇に違いがある場合、その違いが「不合理ではない」と説明できるよう、整理しましょう。 労働者に説明する内容をあらかじめ文書に記してまとめておくと便利です。
<b>手順5</b>	「法違反」が疑われる状況からの早期脱却を目指しましょう	短時間労働者・有期雇用労働者と、正社員との待遇の違いが、「不合理ではない」とは言い難い場合は、改善に向けて検討を始めましょう。 また、「不合理ではない」と言える場合であっても、より望ましい雇用管理に向けて改善の必要はないか検討することも良いでしょう。
<b>手順6</b>	改善計画を立てて取組みましょう	改善の必要がある場合は、労働者の意見を聴取しつつ、パートタイム・有期雇用労働法の施行までに、計画的に取組みましょう。

うです。なかなか、賃金に込められた経営者の思想を言葉にするのは難しいものがあります。

その場合には、過去のミーティングや、会員登録の際の連絡先などを元に、メールや電話などで連絡を取ることで、社員へのヒアリングなどを実施する場合があります。

どのように  
対応すべきか

同一労働同一賃金に対応しなかつたら、どうなるのか。改正されたパート有期法に罰則規定そのものはありません。ただし、行政介入があります。

## 罰則はあるのか

詭弁が行なわれます。また、民事裁判で「格差額の支払をする」と判断された場合、「差額の支払をする」という「損害賠償請求への支払」があるため、どちらかというと、こちらの方が罰則よりもダメージが大きいといえます。

なお、先行する裁判例では、特に手当についての争いが多く、わかりやすい論

事業主が説明できない場合、不合理な格差と判断される可能性が高いです。その場合には、差額の支払いというペナルティが待っています。

法律施行が近づいてきました。十分な準備をして取り組みたいものです。

まずは、手順書にあるように、現状を把握し、違ったについて理由を考え、どうしてもその違いについて説明できない場合は、条件を合わせる、という改革が必要となります。放置していくと、非正規社員から突つ込まれたときに対応できなくなるでしょう。

最終的には、正規と非正規の労働条件の違いについて、説明できるようにしておくことです。

点のため、会社が敗訴するケースが圧倒的に多くなっています。



清酒  
  
エイセン  
榮川酒造株式会社

会津若松市経営品質賞  
2002年度大賞受賞

取締役  
宮 森 優 治

URL <http://www.eisen.jp/>

民間車検場  
自治労、教職員共済、全労済 指定工場  
(有)五十嵐自動車整備工場

代表取締役 五十嵐 正 義

福島県耶麻郡猪苗代町大字千代田字ドウケ33-1  
TEL 0242-62-3325  
自宅 62-2325  
FAX 0242-62-3045

伝承された日本の美と心を伝える  
仏壇・仏具・位牌の総合メーカー  
  
株式会社 小野尾漆器店

代表取締役 小野 隆市

本社 福島県会津若松市インター西56番地の4  
〒965-0059 電話 (0242) 24-4040㈹  
FAX (0242) 37-2862

経営革新は自己革新から  
 TKCコンピュータ会計 認定経営革新等支援機関

遠藤久税理士事務所

税理士 遠藤 久



事務所 〒965-0046 福島県会津若松市八日町2番15号  
TEL (0242)32-1960㈹ FAX (0242)32-4644  
E-mail : e@tkcnf.or.jp  
URL : <http://www.tkcnf.com/endouzeirishi>  
自宅 〒966-0092 福島県喜多方市清水台二丁目17番地  
TEL (0241)23-0509 FAX (0241)23-3000  
携帯 090-3365-5255



税理士法人キロル  
斎藤事務所

社員 / 税理士

斎藤 章一

SAITO Shoichi

〒969-6533

福島県河沼郡会津坂下町字台ノ下 751-4  
電話 (0242) 85-6378 FAX (0242) 85-6379  
携帯 090-4559-6268



税理士法人キロル

代表社員 / 税理士

鈴木 義文

SUZUKI Yoshifumi

〒965-0053

福島県会津若松市町北町上荒久田字鈴木 152  
電話 (0242)23-7145 携帯 090-9039-5321  
FAX (0242)23-7146 E-mail gibun-5-@kjc.biglobe.ne.jp

ISO9001 ISO14001 認定登録  
一級建築設計事務所 登録  
宅地建物取引業者 登録



 佐久間建設工業株式会社

〒969-7406

福島県大沼郡三島町大字早戸字湯ノ平 687 番地  
Phone: 0241-52-3111 / Fax: 0241-52-3320

代表取締役  
社長

佐藤  
岩男

~大正13年創業~  
小島工業株式会社



代表取締役会長

小島 英一

本社 〒965-0042 会津若松市大町二丁目6-22  
工場 〒969-6586 福島県河沼郡会津坂下町坂本字滝坂ノ上900  
TEL: 0242-83-4020  
FAX: 0242-83-1124  
E-mail: koji3.eddy@siren.ocn.ne.jp  
関東営業所 〒332-0035 埼玉県川口市西青木2-8-28  
TEL: 048-497-1350  
FAX: 048-497-1530



島尾雅行税理士事務所

税理士

島 尾 雅 行

〒965-0846

福島県会津若松市門田町大字飯寺字村東279-20  
TEL 0242-23-8267 FAX 0242-23-8270  
E-mail: shima-zeirishi@tkcnf.or.jp

<http://shimao-zeirishi.tkcnf.com>



福島県知事許可(特定)第15852号

株式会社 佐藤電設

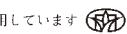
代表取締役 佐藤 春幸

(一級電気工事施工管理技士)  
(一級管工事施工管理技士)  
(一級土木施工管理技士)



本社 福島県河沼郡会津坂下町字館ノ下103番地1  
〒969-6551 TEL (0242) 83-0043 (代表)  
FAX (0242) 83-0086  
E-mail: wildsato.7.5@sato-densetsu.co.jp  
喜多方営業所 福島県喜多方市塩川町字東栄町一丁目5番地9  
〒969-3512 TEL (0241) 27-4005  
FAX (0241) 23-5795

<p style="text-align: center;"><b>新春</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>代表取締役社長 <b>佐藤俊材</b></p> <p>〒965-0024 TEL(0242)32-1213 FAX(0242)32-0600 ○六〇(代表番地)</p> <p>Home Page:<a href="http://www.aizabus.com/">http://www.aizabus.com/</a></p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>会津乗合自動車株式会社</p> <p>会津土建株式会社 <b>菅家洋一</b></p> <p>FAX(0242)32-0616 TEL(0242)32-0600 ○六〇(代表番地)</p> </div> </div>	<p><b>SHOWA DENKO</b></p> <p>健康経営優良法人 2020 Health and productivity</p> <p>理事役 東長原事業所長 <b>窪田浩二</b></p> <p>昭和電工株式会社 福島県会津若松市河東町東長原字長谷地111 〒969-3431 TEL:0242-75-2121 FAX:0242-75-2962</p> <p><b>動かす</b></p>
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;">  <p>御陰様で 30周年</p> <p>代表取締役 社長 <b>田崎幸男</b></p> <p>トーホクサービス(株) いづみ自動車工業(株) (株)イーユニバーサル (株)トーホク L&amp;Bトーホクビル</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p><b>TAKEDA general hospital</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●竹田綜合病院</li> <li>●地域医療支援病院</li> <li>●地域がん診療連携拠点病院</li> <li>●臨床研修指定病院</li> <li>●日本医療機能評価機構認定</li> <li>●山鹿クリニック</li> <li>●芦ノ牧温泉病院</li> <li>●介護老人保健施設エミネンス芦ノ牧</li> <li>●介護福祉本部</li> <li>●竹田看護専門学校</li> </ul> <p>一般財団法人 <b>竹田健康財団</b> 〒965-8585 福島県会津若松市山鹿町3-27 Phone : 0242-27-5511 Fax : 0242-27-5670 URL : <a href="http://www.takeda.or.jp">http://www.takeda.or.jp</a></p> </div> </div>	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>NANKAI SEIBU</p> <p>代表取締役社長 <b>植田正勝</b> Masakatsu Ueda</p> <p>■<b>南会西部建設コーポレーション</b> Nankai Seibu Construction Corp.</p> <p>[本社] 〒965-0053 福島県会津若松市町北町大字上荒久田字鈴木57-1 TEL 0242-25-0231 / FAX 0242-32-1534 E-mail:ueda@nankaiseibu.co.jp URL:www.nankaiseibu.co.jp</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>なかむら司法書士事務所</b></p> <p>司法書士 <b>中村洋剛</b> 司法書士 <b>中村達也</b> 司法書士 <b>中村祥平</b></p> <p>TEL 0242-28-2187 (事務所)</p> <p>何か困ったことがあつたら、まずはお電話下さい。☎ 0120-454-527</p> </div> </div>	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>NZR 株式会社野尻金属</p> <p>代表取締役 社長 <b>野尻勝志</b></p> <p>本社・会津事業所 〒969-6207 福島県大沼郡会津美里町字宮里21 TEL 0242-55-0071 FAX 0242-55-0072 <a href="http://www.nzr.co.jp">http://www.nzr.co.jp</a></p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>株式会社 <b>二丸屋山口商店</b></p> <p>代表取締役社長 <b>山口耕平</b></p> <p>■本社 〒965-0059 会津若松市インター西50番地 ☎(0242)22-0148 (代) FAX(0242)25-0933 URL : <a href="http://www.208.co.jp">http://www.208.co.jp</a> e-mail : <a href="mailto:yamaguchi-k@208.co.jp">yamaguchi-k@208.co.jp</a></p> <p>■郡山営業所 〒963-8033 郡山市亀田1丁目51番18号 ☎(024)934-3151 FAX(024)934-3152 e-mail : <a href="mailto:nimaru-k@208.co.jp">nimaru-k@208.co.jp</a></p> </div> </div>	

<p>代表取締役社長 <b>新井田 傳</b> <i>Tsutae Niida</i></p> <p><b>花春酒造株式会社</b> 〒965-0065 福島県会津若松市神指町大字中四合字小見前24番地の1 TEL. 0242-22-0022 FAX. 0242-37-2100 URL. <a href="http://www.hanaharu.co.jp">http://www.hanaharu.co.jp</a> E-mail. <a href="mailto:hanaharu@hanaharu.co.jp">hanaharu@hanaharu.co.jp</a></p>	<p><b>恭 賀</b></p> <p>代表取締役 <b>高橋 敢</b> <i>Satoshi Takahashi</i></p> <p><b>マルトミ商事株式会社</b> 〒965-0878 会津若松市中町2番5号 TEL (0242) 26-5511(代) FAX (0242) 26-5512 携帯 (070) 5321-5514 E-mail : <a href="mailto:s_takahashi@marutomi.co.jp">s_takahashi@marutomi.co.jp</a></p>	<p><b>早戸温泉・つるの湯</b> 早戸温泉つるの湯企業組合 代表理事 <b>佐久間 源一郎</b></p>  <p>源泉かけ流し・天然薬湯100% 千二百年の名湯が日帰り温泉 湯治施設、食堂も完備 飲泉療養にも適合しました</p> <p>〒969-7406 福島県大沼郡三島町大字早戸字湯ノ平888 TEL0241-52-3324 FAX0241-52-3324</p>
<p> <b>農業生産法人 株式会社 米夢の郷</b> <i>maimu no sato</i></p> <p>代表取締役 <b>猪俣道夫</b></p> <p>〒969-6144 福島県大沼郡会津美里町福重岡字桜ノ下27 TEL 0242-57-1505 FAX 0242-57-1506 <a href="http://mainumonosato.jp">http://mainumonosato.jp</a> Email <a href="mailto:inomata@mainumonosato.jp">inomata@mainumonosato.jp</a></p>	<p>代表取締役社長 <b>鈴木 新</b> <i>Arata Suzuki</i></p> <p><b>Maruka Aizu</b> Fruits and Vegetables</p> <p>これからも、会津で刻みたい笑顔の歩み。 <b>丸果会津青果株式会社</b> 会津若松市公設地方卸売市場 〒965-0006 会津若松市一箕町賀宇船ヶ森東480</p>  <p>さすけねえ</p>	<p><b>紙 丸善商事株式会社</b></p> <p>代表取締役社長 <b>武藤公一</b></p> <p>本社 〒965-0027 福島県会津若松市花畠東3番20号 Tel. 0242-32-2111(代) Fax. 0242-32-2131 携帯 090-2277-8520 E-mail: <a href="mailto:muto@pax-maruzen.com">muto@pax-maruzen.com</a></p> <p>非木材紙を使用しています </p>
<p> <b>株式会社 山口設計</b></p> <p>(一社)福島県建築士務所協会員 福島県建築設計協同組合員 (一社)日本CLT協会会員 天井診断士会員</p> <p>代表取締役会長 一级建築士・住宅性能評価員 <b>山口 一男</b> CMAJ正会員</p> <p>【猪苗代本店】〒969-3121 福島県郡山市猪苗代町字猪苗沢54番地 TEL(0242)62-4310(代) FAX(0242)62-4381 【若松本社】〒965-0013 福島県会津若松市堤町11番9号 TEL(0242)23-7781(代) FAX(0242)23-7791 <a href="http://www.yamachi.com">http://www.yamachi.com</a> E-mail: <a href="mailto:archi@yamaguchi.email.ne.jp">archi@yamaguchi.email.ne.jp</a></p> <p>事務所 : 喜多方事務所・中央事務所・東北事務所</p>	<p>取締役会長 <b>天野俊彦</b></p> <p>赤べこ雀様の地 会津柳津町</p> <p><b>④木津測量設計株式会社</b> ENVIRONMENTAL CREATION</p> <p>一般社団法人 福島県測量設計業協会員 福島県河沼郡柳津町大字細八字下平22 電話 (0241) 42-338722 FAX (0241) 42-34300番 Eメール: <a href="mailto:info@yanasoku.co.jp">info@yanasoku.co.jp</a> U R L: <a href="http://www.yanasoku.co.jp/">http://www.yanasoku.co.jp/</a></p>	<p> <b>山本商事株式会社</b></p> <p>代表取締役社長 <b>山本 真一</b></p> <p>〒965-0059 会津若松市インター西29番地 TEL (0242) 24-4561(代) FAX (0242) 25-0956 E-mail <a href="mailto:shinichi-yamamoto@ysa.co.jp">shinichi-yamamoto@ysa.co.jp</a></p>
<p><b>山平会津若松青果株式会社</b></p> <p>会津若松市公設地方卸売市場 〒965-0006 会津若松市一箕町大字鶴賀字船ヶ森東480番地 TEL. 0242-25-2111 FAX. 0242-22-1711 E-mail <a href="mailto:yamahei@green.ocn.ne.jp">yamahei@green.ocn.ne.jp</a></p>	<p>代表取締役社長 <b>片平忠秀</b> <i>Katahira Tadahide</i></p>	

マンガ  
でわかる!

# 法人会自主点検チェックシート

- 貸借関係(売掛金)編 -

国税庁後援



お問い合わせ先



会津若松法人会

TEL.0242-22-5821 FAX.0242-25-3303  
URL <http://www.aizu-ho.or.jp>